



京葉動力労働新聞

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番

(公) 043 (222) 7207 番

98.10.19 No. 4862

和気あいあいで開催 -出向者協議会98年度懇談会-



出向者協議会の「一九九八年度懇談会」は、一〇月一二日、本部・動力車会館で、一五名の出向者が結集し開催された。懇談会は内藤事務長の司会で進められ、冒頭、中村会長から次のようなあいさつがされた。

「四月一〇日の第七回定期総会の確認に踏まえ、初めての懇談会を開催することができました。今日は一五名と出席者が少ないのですが、返信ハガキを見ますと大部分が仕事の都合による欠席です。勤務地の関係で毎回出られない人がいることも含め、今後ウィークデーの夕方開催というやり方を考え直す必要があるのかもしれない。しかし、一五名が出席しているということはたいへんな成果であり、今後の出向者協議会の明るい展望を示していると思います。わ

れわれが確認してきた通り、高齢者をめぐる情勢がますます厳しくなることが必至であり、労働者としての団結が今まで以上に問われていることはまちがいない。明日からまた元気に働けるように、今夕は時間的許すかぎり徹底して楽しみたいよう。」

懇談会はその後、本部・布施副委員長より国労に対する「五・二八反動反判決」と第二六回定期大会決定を中心とする簡単な報告を受け、最年長者・関豊さん(新小岩支部)の音頭で乾杯。懇談に入った。中野委員長、田中書記長をはじめとする本部役員も参加し和気あいあいのなかで進行し、終電車の時間をもって終了。「次は四月の総会に総結集しよう」と確認して散会した。

五・二八反動判決を契機にして、国鉄闘争一〇四七名の解雇撤回闘争は、正念場中の正念場を迎えている。

動力千葉はこの間、動力千葉一二名の原職復帰に向け、千葉地労委での一二名全員のJR採用を命じた救済命令に基づく命令の獲得に向け、東京地裁での不採用行政訴訟に全力を傾注している。

五・二八反動判決以降、動力千葉及び弁護団は、五・二八反動判決のについて検討を重ねてきた。

設立委員への全面的な権限付与

民事十一部裁尾判決(北海道・九州関係)では、国鉄改革法及び会社法(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の略)は、JRの社員の採用について、「設立委員は、改革法二三条に定めるもののほか、当該法人がその設立時ににおいて事業を円滑に開始するため必要な業務を行なうことができる」として、会社法付則二条二項を挙げている。

改革法及び会社法での設立委員の権限等に関するものは、改革法二三条と会社法付則二条の一・三項であり、その中でも会社法付則二条二項は、新会社法の開業準備行為のうちの社員採用に関する事項と考えらる。

では、なぜ「改革法二三条に定めるもののほか」として付則二条二項を置く必要があったのか問題になる。

そもそも、分割・民営化に向う過程で一番問題になっていたのが、採用・不採用や国鉄時代における不適切な人員配置、人事配置をめぐる不当労働行為と労使紛争などであった。とくに、

人材活用センターをめぐる大量の不当労働行為が発生していることもあって、改革法をめぐる国会審議においてもその核心のひとつとなり、参議院特別委員会では「所属労働組合によって差別があつてはならない」旨の特別決議まで出される状況となっていた。

こうしたことから、会社法付則二条二項は、新会社の採用・

5・28反動判決を弾劾し、 1047名(動力千葉12名)の 解雇撤回を!

採用候補者の選定をめぐる不当労働行為を是正させたり、国鉄がこれに応じない場合には改革法二三条の手続き以外の採用権限等も含まれていると考えられ、そうならば設立委員に付与された新会社のための人事権が全面的であつたというべきである。

しかし、裁尾判決は、最初に付則二条二項を示していながら判決の最後ではそれ自体を無視し、設立委員の不作為を是認するなど、矛盾した判決を言い渡している。

「新規採用」は決定的な誤り

また、民事一九部高世判決(本州関係)に言う新規採用論については、実体的な労働契約関係をすべて遮断する規定としてしまうことは、これまでに蓄積されてきた整理解雇の法理を完全に否定することであり、本州のように希望者数が定員を下回った場合は、人員整理の必要性は解消していることから、従って、基本計画に定めた定員数を上回る余剰人員を新会社に引き継がせないための改革法二三条による採用方式は、新規採用としての意味を喪失していることになり、決定的な誤りである。

不採用の人事権行使をめぐる労使紛争によって新会社の事業開始に支障が生じないようにするための権限を、人事権行使の主体である設立委員に特別に付与したということになる。

そうならば、設立委員は、新会社への社員の採用・不採用や人事配置をめぐる国労や動力千葉との労使紛争を予防し、回避するための人事権を行使できた

と解するべきであり、国鉄による採用候補者の選定をめぐる不当労働行為を是正させたり、国鉄がこれに応じない場合には改革法二三条の手続き以外の採用権限等も含まれていると考えられ、そうならば設立委員に付与された新会社のための人事権が全面的であつたというべきである。

しかし、裁尾判決は、最初に付則二条二項を示していながら判決の最後ではそれ自体を無視し、設立委員の不作為を是認するなど、矛盾した判決を言い渡している。

「新規採用」は決定的な誤り

また、民事一九部高世判決(本州関係)に言う新規採用論については、実体的な労働契約関係をすべて遮断する規定としてしまうことは、これまでに蓄積されてきた整理解雇の法理を完全に否定することであり、本州のように希望者数が定員を下回った場合は、人員整理の必要性は解消していることから、従って、基本計画に定めた定員数を上回る余剰人員を新会社に引き継がせないための改革法二三条による採用方式は、新規採用としての意味を喪失していることになり、決定的な誤りである。

動力千葉は、以上の内容を中心として五・二八反動判決を徹底的に批判する準備書面を一〇月八日、東京地裁に提出してきた。

労働者の団結権を保障した労組法や労働委員会制度を完全に否定する五・二八反動判決を絶対に許さず、職場の闘いと結合して裁判闘争を強化し、一〇四七名「動力千葉一二名の解雇撤回をかちとろう」!